

第4章 建築物耐震化の基本方針と目標

1 基本方針と役割分担

(1) 基本的な取り組み方針

地震による建築物の被害を最小限に抑えるためには、所有者等が「自らの安全は自らが守る」と問題意識を持つことで耐震化に取組み（自助）、「わがまちは、わが手で守る」という地域で助け合う取組み（共助）に対して、地震対策、耐震化の費用負担軽減・技術支援、施設整備などの施策に取り組む（公助）ということが重要です。

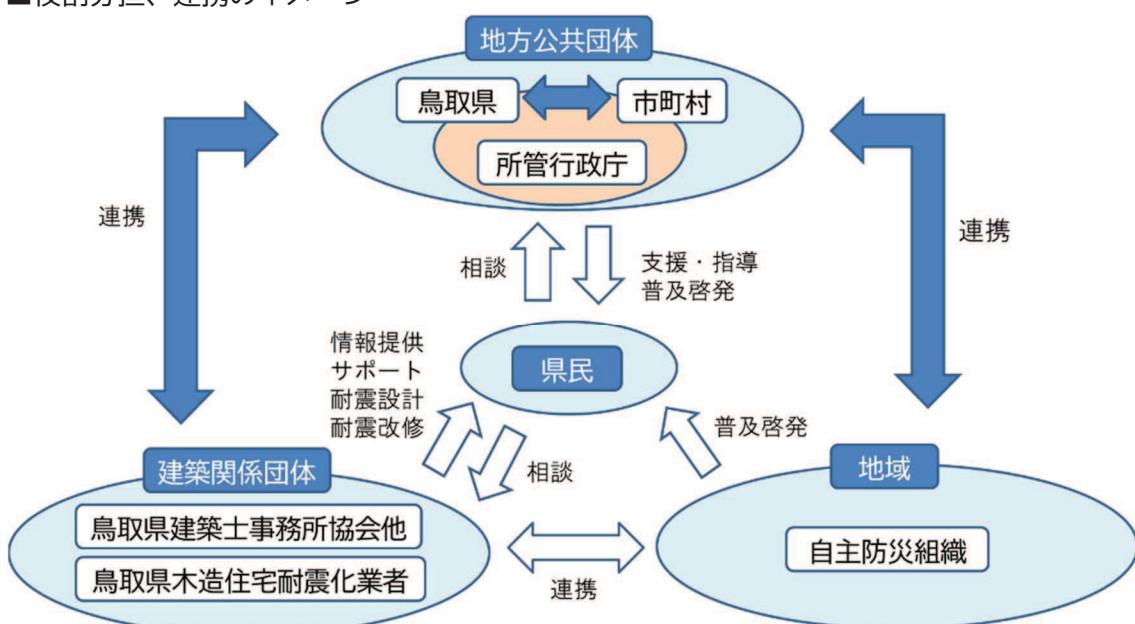
(2) 役割分担

県、市町村、県民及び建築関係団体は、役割を分担して効率的に取り組むことで、建築物の耐震化を促進します。

■各実施主体の役割分担

実施主体	役割分担の考え方
県民	耐震化が自らの生命や財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞を防ぐなど隣接する地域の防災上においても大変重要であることを認識し、自らの問題、地域の問題として考え、自発的かつ積極的に耐震化に努めるものとする。
地域	「わがまちは、わが手で守る」という認識の下、地域内の住民への防災知識の普及啓発等を実施するなど、住宅の耐震化が促進されるよう積極的に取り組むものとする。
地方公共団体	所有者の取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくものとする。
鳥取県	市町村が実施する取り組みを積極的に支援するとともに、広域的・総合的な普及啓発や所有者が耐震化しやすい環境の整備、技術者の育成等の施策を実施するものとする。
市町村	所有者に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた普及啓発や所有者が耐震化しやすい環境の整備、技術者の育成等の施策を実施するものとする。
所管行政庁	耐震改修促進法・建築基準法に基づき対象建築物の所有者に対する周知、指導、助言を行い耐震化に関する施策を実施するものとする。
建築関係団体	所有者への耐震化の働きかけ、情報提供や相談対応など、組織力を活用した耐震化の需要拡大に努めるほか、建築技術者の技術力向上等に関する支援など、耐震化の促進を技術的な側面からサポートするものとする。

■役割分担、連携のイメージ



■各実施主体の主な取組み



- ・自らが所有又は管理する建築物の耐震性を確認するため、耐震診断を実施
- ・耐震診断の結果により耐震性の不足しているものは、耐震改修、又は建替・除却を実施
- ・がけ崩れ等による建物被害を防止するためがけ付近に建築された住宅を移転
- ・地震に備えて、地震保険の加入、家具の転倒防止対策を実施
- ・町内会等で擁壁、ブロック塀、がけ崩れの恐れのある箇所を点検し、危険箇所を把握するためのハザードマップ等を作成
- ・市町村・町内会が実施する防災訓練及び防災講習会への参加による、防災知識の習得



- ・耐震改修促進計画の策定、補助事業など耐震化を促進するための施策を実施
- ・耐震化のための相談窓口の開設、技術的な情報提供、安心して耐震化に取り組むことができる環境整備など総合的な地震防災対策を実施
- ・県有施設の耐震化を計画的に実施し、その状況・結果を公表
- ・市町村及び建築関係団体との連携体制を構築し、情報提供、技術的支援、耐震化の知識の普及・啓発を実施
- ・低成本工法等耐震化促進に関する講習会の開催と工法の普及・啓発を実施
- ・市町村と連携し危険ブロック塀の撤去・改修を促進するための施策を実施



- ・市町村耐震改修促進計画の策定、詳細な地震ハザードマップの作成、補助事業、耐震改修を行ったことの証明書の発行など耐震化を促進するための施策を実施
- ・耐震化のための相談窓口の開設、耐震化のための情報提供、戸別訪問・ダイレクトメールの送付等による所有者への直接的な耐震化の必要性の周知、自治会などの協力による地震防災対策の取り組みを実施
- ・耐震診断を支援した所有者に対して、戸別訪問などで耐震改修を促す取組の実施
- ・市町村有施設の耐震診断、耐震改修を計画的に実施し、その状況結果を公表
- ・県及び建築関係団体との連携体制を構築し、情報提供、技術的支援、耐震化の知識の普及・啓発を実施
- ・県と連携し危険ブロック塀の撤去・改修を促進するための施策を実施



- ・耐震改修計画の認定（法17条）、建築物の地震に対する安全性に係る認定（法22条）、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（法25条）
- ・指示対象建築物の所有者に対する周知及び指導、助言（指導に従わない者に対する必要な指示、正当な理由がなく、その指示に従わない場合の公表）
- ・耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対する耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告の周知とその確実な実施
- ・耐震診断結果のとりまとめ・公表（迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう必要な措置を講じる）
- ・段階的な耐震改修実施のための建築基準法に基づく全体計画を認定
- ・耐震性が著しく不足した危険な建築物に対し、建築基準法に基づく勧告・命令を実施
- ・市町村と連携し危険ブロック塀の除却・改修を促進するための施策を実施



- ・耐震化のための専門業者の紹介窓口の設置、情報の普及・啓発活動を実施
- ・耐震診断、耐震改修に関する講習会を開催し、会員等の技術を向上
- ・耐震化業務の適切な実施により、所有者等が安心して取り組める環境整備を推進
- ・複数の建築関係団体による協議会を設置し、県及び市町村の行う事業に連携、協力

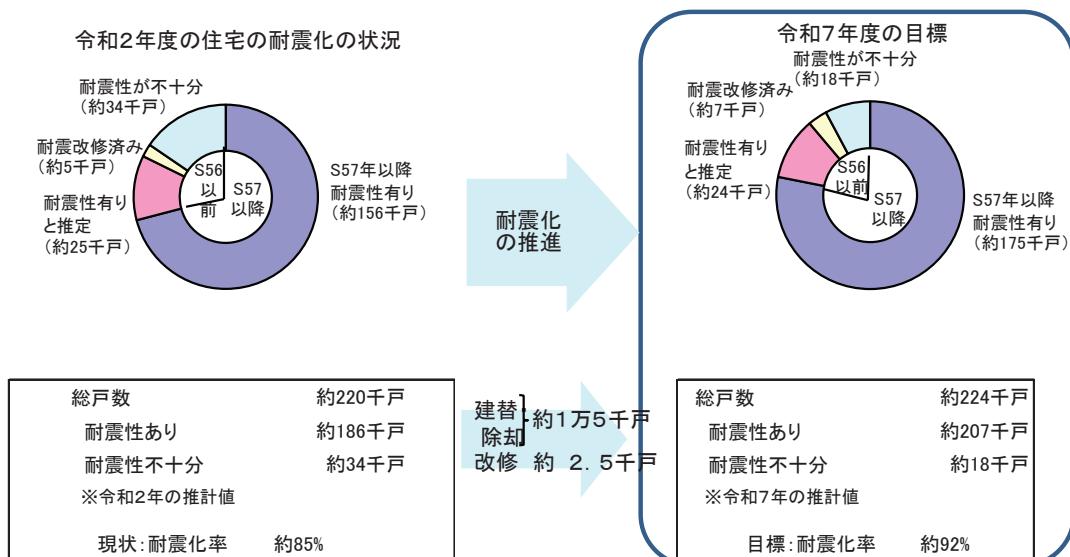
2 建築物耐震化の目標

(1) 耐震化の目標設定の考え方

早期に耐震化をおおむね完了することを原則とし、令和2年度時点の進捗状況に鑑みて、当初計画に引き続き「想定される地震被害を現在より半減」させるよう、令和7年度末の耐震化率の目標を設定します。また、国の基本方針と同様に、令和12年度おおむね解消を目指します。

(2) 住宅の目標

「鳥取県震災対策アクションプラン」では、鹿野・吉岡断層、倉吉南方の推定断層及び鳥取県西部地震断層による想定地震の揺れの被害が想定されています。各断層想定地震で想定されている住宅の全壊棟数の合計12,680棟を半減させることを目標として住宅耐震化率を設定します



(3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標

平成28年に改定した計画では、建築物の耐震化率目標に特定既存不適格建築物の耐震化としていましたが、国の耐震化率目標と同様に「特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物に重点化」して、耐震診断を義務付ける建築物（耐震診断義務付け対象建築物）について耐震化率の目標を設定します。

鳥取県内の耐震診断義務付け対象建築物は27施設あります。令和2年度末時点では、耐震性があるもの、解体されたものは19施設あり、残りの8施設のうち令和7年度末までに4施設の耐震化を目標とします。

